

# 低所得の子育て世帯 物価高騰対策給付金

を支給しています！

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金を支給します。

## 支給対象者

令和5年12月1日時点(\*)で市内在住で、対象児童を養育する下記のいずれかに該当する方。

(\*)令和5年12月2日から令和6年3月31日までに生まれた新生児分については出生日時点

### 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税されている子育て世帯

1. 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税されている児童手当受給者(公務員以外)
2. 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税されているその他の子育て世帯(1.以外)

### その他の低所得の子育て世帯

3. 児童扶養手当受給者
4. 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の公的年金給付等受給者又は家計急変者の区分で給付を受けた方

## 対象児童

支給対象者が養育する児童のうち、平成17年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた児童

## 給付額

対象児童1人当たり一律5万円

## 申請が必要な方と申請方法

支給対象者のうち、1.3.の方は申請不要です。4.の方のうちさいたま市から受給した方についても申請が不要です。それ以外の方は申請が必要です。

申請が必要な方の主な例は次のとおりです。

- ① 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税されている高校生等の養育者
- ② 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税されている公務員
- ③ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を前住所地から受給した方
- ④ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件を満たすが申請しなかった方

申請書及び添付書類を、電子又は郵送で、子育て支援課へ。

【申請期限】令和6年7月31日 (消印有効)

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

■さいたま市 子育て支援課 (受付時間：平日8:30~17:15)  
TEL 048-829-1273 FAX 048-829-1960